

鉄道附属街路（側道）について、これまでに開催した都市計画案説明会などで多くのご質問をいただきました。

そのうち、主な質問について北区の考え方を掲載しています。



Q1：鉄道附属街路（側道）はなぜ必要なのですか。  
また、鉄道が地下化されれば、必要なくなるのですか。

A1：

- 鉄道附属街路（側道）は、地域内の生活道路に位置付けており、駅などへのアクセス向上や防災性の向上など、地域の利便性や安全性を高めることを目的とした十条のまちづくりに必要な道路です。
- また、東西方向に比べて不足する南北方向の道路網を形成するため、駅付近道路網を強化し、歩行空間の確保が図れるように配置するとともに、十条駅東側の災害時の消防活動困難区域の解消等、木造住宅密集地域の改善を図ります。
- このため、連続立体交差化計画の構造形式にかかわらず必要な道路として計画し、整備してまいります。



Q2：鉄道附属街路（側道）の幅員に違いがあるのはなぜですか。

A2：

- 鉄道附属街路（側道）は、住宅地内の主要な道路として、地域の骨格となる東西方向の道路との接続に配慮して、南北方向の交通の動線となる主要生活道路として位置付け、歩行者交通量や沿道の土地利用を踏まえ、区間ごとに幅員を検討いたしました。
- 詳細な幅員構成は、今後、交通管理者である警察等の関係機関と協議してまいります。





Q3：将来立ち退きを迫られるかもしれない不安が大きいです。代替地の検討など、北区がどのように考えているのか教えてください。

A3：

- 鉄道附属街路（側道）の整備に伴う用地の取得につきましては、話し合いによって土地をお譲りいただくことが原則と考えており、関係権利者の皆様のご理解、ご協力を得られるよう努めてまいります。
- 補償内容につきましては、都市計画の手続きを経て、都市計画決定後、事業認可を取得し、事業説明会や用地補償の説明会を開催した後、個別に提示いたします。
- 代替地の確保につきましては、事業を推進する上で大変有効な方策の一つと認識しております。今後とも用地の取得に向けて情報収集に努めてまいります。



Q4：鉄道附属街路の整備により、自動車交通量が増加し、交通事故の発生や歩行者の回遊を阻害することが懸念されます。

A4：

- 鉄道附属街路（側道）は、地域で発生する人や車の交通を担う日常生活道路としての利用及び災害時の緊急活動における利用を想定しており、自動車交通量は比較的少ないものと考えております。
- また、交通規制等につきましては、今後、交通管理者である警察等の関係機関と協議してまいります。
- 整備につきましては、地域の皆様の意見を踏まえ、にぎわいの拠点の形成にふさわしい魅力的な道路となるよう、検討をしております。



皆様のご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

北区 まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課

電話：03-3908-9162 ファクシミリ：03-3908-2244

住所：〒114-8508 北区王子本町1-15-22 北区役所第1庁舎7階

ホームページアドレス：<http://www.city.kita.tokyo.jp>